

ロ、會社より合宿主に募集を委託し、總ての入費を支拂ふこと  
ハ、現在の周旋料最初の參圓を五圓に引上げ個人募集のこと  
右三項の内一項を選ばれたし  
二、食費値上の件  
拾錢補助を許可されたし、不可能の場合は食費は合宿主の自由に任かせられたし。  
三、退職手當に關する件  
法案實施前に會社の都合に依り合宿主に退職を命ずる場合は參千圓以上支給のこと  
同日午後六時第二回會見、江口主任に右要求を交渉したる處一の一、困る様な事はせぬ。ロ、委任する以上負擔は當然

である。ハ、會社より直接募集する。二、物價を調査したる後に決定する。三、凡て退職金一千圓以上は重役會議で決定されるのであるから回答し得ずとて意見を終つた。  
更に協議した合宿主は一のイ、二、三項に就て回答抽象的ななりとて三度會社を訪問したる結果一のイは前同同様二項は考慮する三項は法案實施前退職せしめずとの回答を得て引揚げたるが尙二十六日午前十一時具體的問答を會社に交渉したるが纏る處なかつた。

### 十二、解決條件

會社側に在りては極力一般職業者の勤務に關心し合宿主は執拗に具體的問答を遣り居りたるが研鑽面新習の幹旋にて本團題は將來考慮することとし會社側の自費的金一封(千圓)を支給する事になり二十六日午後五時圓滿に解決したのである。